

令和7年4月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和7年4月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和7年4月10日（木）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室1
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 報告第1号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第2号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
報告第3号 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第4号 市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程等の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第5号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
 - 5 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 報告第1号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第2号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
報告第3号 市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第4号 市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程等の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第5号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告

について

5 出席者

教育長	高木	秀人
委員	山元	幸恵
委員	広瀬	由紀
委員	田中	大介
委員	駒	久美子

6 欠席者

委員	大高	究
----	----	---

7 出席職員、職・氏名

教育振興部長	根本	泰雄
教育振興部次長	品川	貴範
教育振興部次長	中崎	士
学校教育部長	池田	淳一
学校教育部次長	小島	信也
学校教育部次長	小林	義行
教育総務課長	益子	隆史
教育政策課長	近藤	政人
教育施設課長	石川	元浩
生涯学習振興課長	館野	裕之
生涯学習振興課副参事	西脇	紘志
文化財課長	小笠原	勝海
図書館課長	米田	有貴子
義務教育課長	森角	有和
指導課長	吉野	貴子
保健体育課長	坂井	創一
学校地域連携推進課長	榎本	弘美
教育センター所長	寺田	啓子

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	新田	伸子
//	主 幹	高橋	康治
//	副主幹	福井	輝
//	主 査	川合	隆史

○教育長

それでは、ただ今から、令和7年4月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。また、この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定によりまして、本日1日といたします。

まず始めに、「職務代理者の指名」を行います。去る3月31日をもって、勝山浩司前教育長が退任され、その後任として、2月市議会定例会において市議会の同意を得て、新たに私、高木秀人が4月1日付けで教育長に任命されたところでございます。そのため、教育委員会委員の構成に変更がありましたことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づきまして、改めて教育長の職務代理者を指名させていただきます。職務代理者には、山元幸恵委員を指名いたします。また、職務代理者に事故があるとき又は欠けた場合の次の教育長の職務代理者には、田中大介委員を指名いたします。続きまして、本日の「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定によりまして、会議録署名委員は、田中大介委員、駒久美子委員を指名いたします。続いて、「議事の進行を行う委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、山元幸恵委員を指名いたします。本日の審議案件は、報告5件でございます。日程に従い議事を進めます。山元幸恵委員、お願いいたします。

○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、「報告」に入ります。報告第1号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の1から2ページをご覧ください。文部科学省から、教育上特別の支援を必要とする児童の学習又は生活上必要な支援に従事する職員について、「特別支援教育支援員」の名称を使用することが望ましい旨の見解が示されており、令和7年4月1日からの当該職種の職員の名称を変更するにあたり、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告をいたします。議案の3ページ、市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。改正点といたしましては、これまで介助員という職の名称を、特別支援教育支援員という職の名称に改正し、施行期日を令和7年4月1日とするものです。説明は以上でござ

います。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問、ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の 5 ページをお願いいたします。職員の任免に関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、教育長に委任することができない旨定められております。令和 7 年 4 月 1 日の人事異動にあたり、職員配置の内示が直前となったことなどから、会議を招集する時間的余裕がなかったため、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定により、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告をいたします。議案の 6 ページをお願いいたします。こちらが、令和 7 年 4 月 1 日課長職以上の異動表となります。上から順に、1.退職した職員、2.役職定年を迎えた職員及び教育委員会から異動した職員、3.教育委員会に異動してきた職員及び教育委員会内で異動・昇任のあった職員となります。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問、ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第 2 号を終了いたします。続きまして、報告第 3 号「市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について」を報告してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の 7 ページをご覧ください。本報告に係る教育委員会規則につきましては、いずれも令和 7 年度に向けた事務移管や組織改正等に伴い、条文整備を行う必要があることから一部改正を行うものであり、4 月 1 日前に公布し、同日に施行させる必要がございました。規則等の改正にあたり、異議のないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。はじめに、議案 14 ページ、市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の新旧対照表をご覧ください。改正理由といたしましては、市長部局の組織改正により、委任及び補助執行させる職員に変更があったことに伴い、条文の整備を行ったものです。続きまして議案 15 ページから 22 ページ、市川市教育委員会事務局等組織規則の新旧対照表をご覧ください。主な改正理由といたしましては、組織改正により、教育次長の職の廃止、部の名称変更、課の新設・統合・名称変更及びそれに伴う事務分掌の変更

等があったことから改正を行ったものです。最後に議案 22 ページ、市川市奨学資金条例施行規則の新旧対照表をご覧ください。こちらにも主な改正点としては、組織改正により奨学資金関係の事務の所管が変更になったことに伴い条文の整備を行ったものです。いずれも令和 7 年 4 月 1 日を施行期日とするものでございます。なお、教育次長の職の廃止につきましては、市長部局より教育次長の職制の見直しについて依頼があり、令和 7 年度における教育委員会事務局の組織改正などにより、教育振興部および学校教育部のそれぞれの部に次長職が 2 名の配置となり、教育行政の運営の詳細なマネジメントを行う体制が整備されるほか、教育政策の効果的な推進や、教育行政の責任体制をより明確化するなど、その体制全般の強化が図られ、人事管理上の措置も講じられていることから、教育次長の職制の見直しを行ったものです。説明は、以上でございます。

○山元幸恵委員

教育長どうぞ。

○教育長

今の教育総務課長の説明に対し、補足させていただきます。今回の組織改正のポイントは 3 つあると考えています。1 つ目ですが、生涯学習部を教育振興部とすることにより、生涯学習、社会教育、青少年健全育成だけでなく、教育施策全般の振興に関する事業を担うこととしたこと。2 つ目は、教育振興部、学校教育部の両部共に次長 2 名体制とすることで、部内のマネジメントを詳細に行えるようになること。3 つ目は、教育施策全般の司令塔として、新たに教育政策課を設けたことです。市川市の教育行政の現状を踏まえつつ、新たな教育施策を進めるためには、前述の 3 つを機能させることが重要であると認識しています。学校教育部を含め、しっかりとした体制で進めていきたいと思えます。なお、教育長を補佐する体制につきまして、私自身、教育行政全般に対する経験があるものと自負しておりますが、自身に足りない部分である、市長部局との連携を含めた市川市としての行政運営に関することについては教育振興部長、市川市立学校特有の課題、状況に関することについては学校教育部長の 2 人が協力して教育長を補佐する体制を作っていければと考えております。よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第 3 号を終了いたします。次に、報告第 4 号「市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程等の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の 23 ページをお願いいたします。本規程につきましては、令和 7 年度に向けた組織改正に伴い条文の整備を行う必要があったものです。規程の改正にあたり、先程ご説明いたしました報告第 3 号と同様に、異議のないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。はじめに、議案 27 ページから 28 ページ、市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程の新旧対照表をご覧ください。改正理由といたしましては、組織改正による教育次長の職の廃止及び部の名称変更に伴い、文言の整備を行ったものです。続きまして、議案 29 ページから 33 ページをお願いいたします。市川市教育委員会事務決裁規程の新旧対照表となります。主な改正理由といたしましては、教育次長の職の廃止及び組織改正に伴い、各所管の専決事項を変更する必要があることから、改正を行ったものです。最後に議案 33 ページ、市川市教育委員会教育功労者表彰規程及び市川市教育委員会教育長顕彰規程の新旧対照表をお願いいたします。こちらにつきましても、組織改正による教育次長の職の廃止及び部の名称変更に伴い、文言の整備を行ったものです。いずれの規程におきましても、令和 7 年 4 月 1 日から以上の取扱いを開始するため、同日をこの規程の施行期日とするものです。説明は、以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第 4 号を終了いたします。次に、報告第 5 号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長です。議案の 35 ページをご覧ください。本来であれば、千葉県教育委員会に内申する前に、本会議において議案として提出し、ご意見をいただかなければならないところでございましたが、臨時教育委員会を開催する時間がなかったこと、また、千葉県教育委員会との、調整から提出までの期間が大変短かったことから、先程ご説明いたしました報告第 1 号と同様に教育長の臨時代理とさせていただき、ご報告するものでございます。なお、具体的な内容につきましては、36 ページ、37 ページのとおりでございます。説明は、以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第 5 号を終了いたします。本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

それでは、その他、教育委員の皆様から、ご意見、ご要望がありましたら承ります。いかがでしょうか。ないようでしたら、私から2点お話をさせていただきます。1点目は、新学年、新学期がスタートしています。今週、市内の市立学校では入学式、始業式が行われました。まず、各学校において落ち着いた学校運営が進められるよう、我々事務局が心を砕いていかなければと、改めて心を引き締めているところです。2つめは、全国学力・学習状況調査についてです。4月17日から今年の全国学力・学習調査が小学校6年生、中学校3年生に対し、行われます。今年は3年に一度の理科を実施する年であり、今回初めて中学校理科に関してCBTシステム、コンピューターベースのシステムでオンライン方式で実施されることとなっています。そのため、4月17日、1日で実施する訳でなく、何日かに分けて実施します。例年とは違うことを行うこととなりますので、調査実施に向け万全を期していきたいと考えています。例年、夏頃には調査結果が判明しますので、調査結果をしっかりと分析し、各学校での指導に生かしていけるよう事務局としても体制を盤石にしていきたいと考えています。これをもちまして、令和7年4月定例教育委員会を閉会いたします。